

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成22年2月18日(2010.2.18)

【公表番号】特表2009-520275(P2009-520275A)

【公表日】平成21年5月21日(2009.5.21)

【年通号数】公開・登録公報2009-020

【出願番号】特願2008-545798(P2008-545798)

【国際特許分類】

G 06 F 17/21 (2006.01)

G 06 F 17/30 (2006.01)

【F I】

G 06 F 17/21 5 5 0 A

G 06 F 17/30 1 7 0 Z

G 06 F 17/30 3 4 0 A

【手続補正書】

【提出日】平成21年12月24日(2009.12.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

文書を承認するコンピュータによって実行される方法において、

前記文書をコンピュータメモリの中に保存するステップと、

前記文書の内容を1つ以上のプロセッサを用いて分析し、1つ以上のビジュアル、テキスト、およびオーディオ部分を識別するステップと、

前記文書が許容できないと予め決められていたビジュアルセグメント、オーディオセグメント、またはテキストセグメントのうちの1つ以上のものと実質的に同一である部分を含むかどうかを1つ以上のプロセッサを用いて判定するステップと  
を含むことを特徴とする方法。

【請求項2】

前記文書が許容できないセグメントと実質的に同一である部分を含むかどうかを判定することに基づいて承認または不承認の判定を行うステップをさらに含むことを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記文書が許容できないと予め決められていた1つ以上のアクションと実質的に同一であるアクションを生成できるコンピュータコードを含むかどうかを判定するステップを更に含むことを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項4】

前記コード判定動作は、前記文書が許容できると予め決められていた遅延パラメータより小さい大きさの遅延パラメータを含むかどうかを判定するステップを含むことを特徴とする請求項3に記載の方法。

【請求項5】

前記コード判定動作は、前記文書がユーザによる開始なしで1つ以上のビデオ文書のダウンロードをもたらすコンピュータコードを含むかどうかを判定するステップを含むことを特徴とする請求項3に記載の方法。

【請求項6】

前記コード判定動作は、前記文書がユーザによる開始なしで1つ以上のオーディオ文書をダウンロードするコンピュータコードを含むかどうかを判定するステップを含むことを特徴とする請求項3に記載の方法。

【請求項7】

前記コード判定動作は、前記文書がユーザによる開始なしで1つ以上のビデオ文書および1つ以上のオーディオ文書をダウンロードするコンピュータコードを含むかどうかを判定するステップを含むことを特徴とする請求項3に記載の方法。

【請求項8】

前記コード判定動作は、前記文書が文書 자체以外のソースからデータを入手するコンピュータコードを含むかどうかを判定するステップを含むことを特徴とする請求項3に記載の方法。

【請求項9】

前記コード判定動作は、前記文書がネットワーク接続をオープンするコンピュータコードを含むかどうかを判定するステップを含むことを特徴とする請求項3に記載の方法。

【請求項10】

前記判定動作は、前記文書が比較のために以前に指定された回数より多くループするコンピュータコードを含むかどうかを判定するステップを含むことを特徴とする請求項3に記載の方法。

【請求項11】

前記コード判定動作は、前記文書がシミュレートされた乱数生成を含むコンピュータコードを含むかどうかを判定するステップを含むことを特徴とする請求項3に記載の方法。

【請求項12】

前記コード判定動作は、前記文書が許容できないと予め決められていた1つ以上のタイプのハードウェアと実質的に同一であるハードウェアを呼び出すコンピュータコードを含むかどうかを判定するステップを含むことを特徴とする請求項3に記載の方法。

【請求項13】

前記1つ以上のタイプのハードウェアは、コンピュータマウスを含むことを特徴とする請求項12に記載の方法。

【請求項14】

前記1つ以上のタイプのハードウェアは、ゲームコントローラを含むことを特徴とする請求項12に記載の方法。

【請求項15】

前記文書のイメージを、許容できると予め決められていた1つ以上の品質パラメータと比較するステップを更に含むことを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項16】

前記1つ以上の品質パラメータは、前記文書のビジュアルコンテンツのボーダー境界の品位の度合を含むことを特徴とする請求項15に記載の方法。

【請求項17】

前記1つ以上の品質パラメータは、前記文書のビジュアルコンテンツのボーダー境界が前記文書のビジュアルコンテンツを占める範囲を含むことを特徴とする請求項15に記載の方法。

【請求項18】

前記文書のイメージのフレームのコントラスト変化レートを、許容できると予め決められていたコントラスト変化レートと比較するステップを更に含むことを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項19】

イメージのフレームの色変化レートを、許容できると予め決められていた色変化レートと比較するステップを更に含むことを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項20】

前記比較する動作は、文書のイメージが平行移動する速度を、許容できると予め決めら

れていた平行移動の速度と比較するステップを含むことを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項 2 1】

文書を承認するコンピュータシステムにおいて、  
1つ以上のプロセッサ上で動作して、前記文書の内容を分析し、1つ以上のビジュアル、テキスト、およびオーディオ部分を識別する分析モジュールと、  
1つ以上のプロセッサ上で動作して、前記文書が許容できないと予め決められていたビジュアルセグメント、オーディオセグメント、またはテキストセグメントのうちの1つ以上のものと実質的に同一である部分を含むかどうかを判定する判定モジュールとを含むことを特徴とするシステム。

【請求項 2 2】

文書をレーティングするコンピュータによって実行される方法において、  
前記文書をコンピュータメモリの中に保存するステップと、  
前記文書の内容を1つ以上のプロセッサを用いて分析し、1つ以上のビジュアル、テキスト、およびオーディオ部分を識別するステップと、  
前記文書が許容できないと予め決められていたビジュアルセグメント、オーディオセグメント、またはテキストセグメントのうちの1つ以上のものと実質的に同一である部分を含むかどうかを1つ以上のプロセッサを用いて判定するステップと、  
前記判定結果に基づいて前記文書をレーティングするステップとを含むことを特徴とする方法。

【請求項 2 3】

前記文書の前記レーティングを表示するステップをさらに含むことを特徴とする請求項2 2に記載の方法。

【請求項 2 4】

文書をレーティングするコンピュータによって実行される方法において、  
前記文書をコンピュータメモリの中に保存するステップと、  
前記文書の内容を1つ以上のプロセッサを用いて分析し、1つ以上のビジュアル、テキスト、およびオーディオ部分を識別するステップと、  
前記文書が許容できないと予め決められていたビジュアルセグメント、オーディオセグメント、またはテキストセグメントのうちの1つ以上のものと実質的に同一である部分を含むかどうかを1つ以上のプロセッサを用いて判定するステップと、  
前記判定に基づいて再検討のために前記文書を指定するステップとを含むことを特徴とする方法。